

別記様式（第2条関係）

会 議 結 果 報 告 書

令和4年11月10日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和4年10月20日（木） 16時00分～17時10分
開催場所	3階 庁議室
出席者職氏名	〔担当部課〕 今野教育政策部長、島村教育政策部次長兼学校教育課長、木村学校教育課主幹兼指導主事、亀和田学校教育課主査 〔政策推進会議メンバー〕 村山総合行政部長、豊島総務部長、松永市長公室長、尾崎人事課長、外立財政課長、松田政策推進課長 (計10人)
欠席者職氏名	 (計 0人)
説明員職氏名	島村教育政策部次長兼学校教育課長、木村学校教育課主幹兼指導主事 (計 2人)
議 題	小中一貫教育基本方針（案）について
結 果	方針（案）のとおり定例教育委員会に付議する。また、スケジュールについては、予算計上や条例改正の時期を財政担当や法務担当と調整する。
事務局職員職氏名	渋谷政策推進課主席主幹、柴谷政策推進課主査
その他必要事項	

会議内容の記録（会議経過、結論等）

1 開会

松田政策推進課長が開会を告げる。

2 審議事項（政策推進会議メンバーはメンバーと表記する。）

<小中一貫教育基本方針（案）について>

島村教育政策部次長兼学校教育課長より、小中一貫教育基本方針（案）について説明を行い、木村学校教育課主幹兼指導主事がスケジュールについて説明を行った後、審議を行った。

○概要説明

平成27年度に「志木市教育大綱」を策定し、小中一貫教育の取組により、「一人ひとりの可能性を伸ばす質の高い教育の推進」を基本方針として掲げた。これまでに、小学校・中学校9年間で一貫した教育課程の編成や小学校の高学年への一部教科担任制導入などの取組を進めてきており、令和4年度には、小中一貫教育推進委員会を設置した。

方針（案）においては、現在の中学校区を基本として、全中学校区で小中一貫教育を推進することとする。さらに、志木第二中学校区は義務教育学校に、他の中学校区は義務教育学校または小中一貫型小学校・中学校を基本とする。

○質疑

メンバー：義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の違いは。

担当部課：義務教育学校の場合、1年生から9年生までの修業年限となる。また、学校組織体制としては、小中一貫型小学校・中学校の場合は、学校ごとに校長がいるのに対して、義務教育学校の場合は校長が一人となる。

児童・生徒の転校があった場合であっても、学習指導要領が決まっているので支障が生じない。

メンバー：義務教育学校を設置する場合は、条例の改正が必要となるか。

担当部課：条例改正が必要となる。令和7年度に開校したいので、令和5年12月定例会か令和6年3月定例会での条例改正を考えている。

メンバー：「4-3-2」や「5-4」など学年段階の区切りは、中学校区ごとに異なる可能性はあるのか。

担当部課：中学校区ごとに決めることとなるので、異なる可能性はある。

メンバー：埼玉県内における義務教育学校の設置状況は。

担当部課：県内においては1校のみである。

メンバー：令和5年度において小中一貫教育推進計画（案）を策定し、パブリックコ

メントを実施するとしているが、中学校区ごとの推進計画について、それぞれパブリックコメントを実施するのか。

担当部課：中学校区ごとの推進計画となるが、パブリックコメントは一括で実施を予定している。全市的に一斉に小中一貫教育を始めるということは、全国で見ても稀だと考えている。

メンバー：予算計上方法や時期、条例改正のタイミングについては、改めて整理し、財政担当課や法務担当課とも調整した方がよい。

○結論

方針（案）のとおり定例教育委員会に付議する。また、スケジュールについては、予算計上や条例改正の時期を財政担当や法務担当と調整する。

3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。